

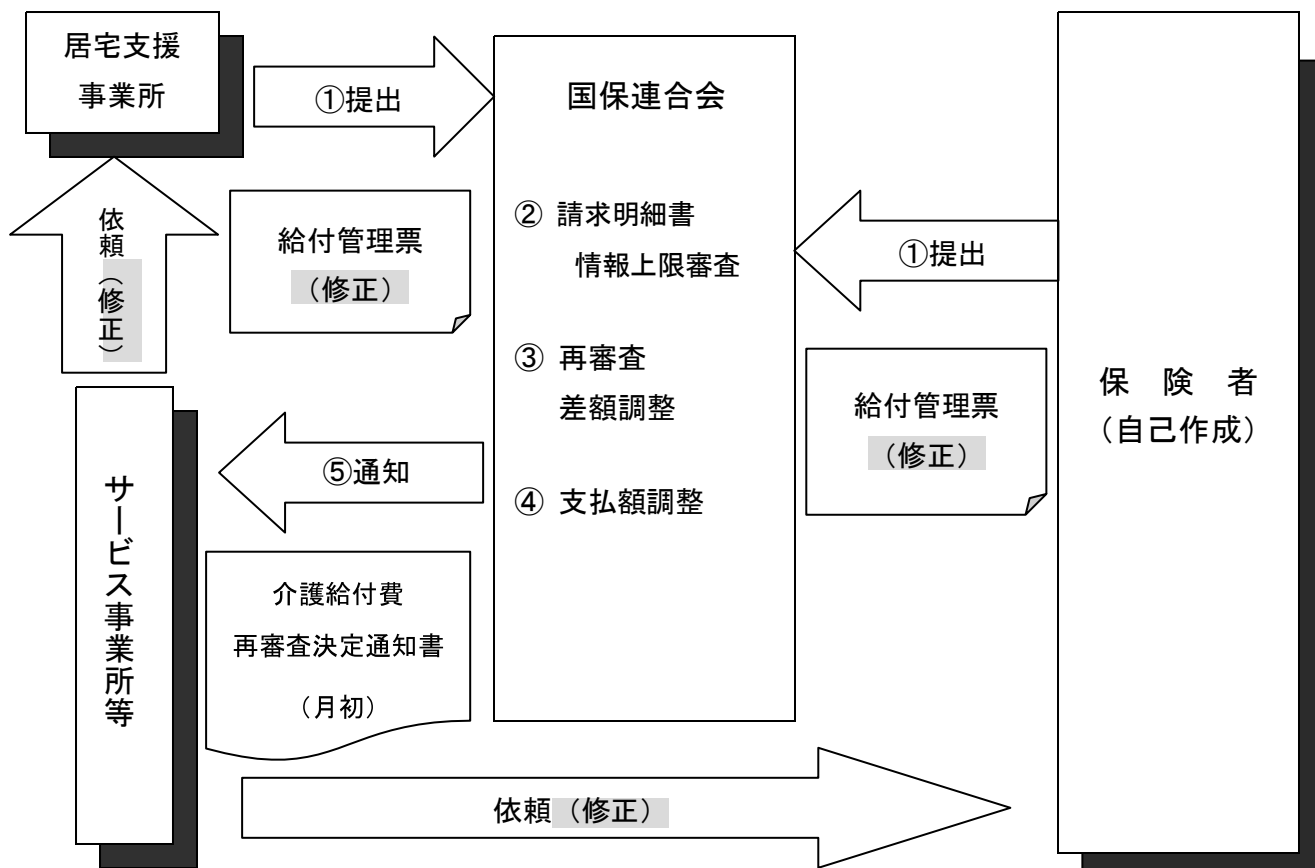
給付管理票情報の誤りを修正する場合

サービス事業所が「介護保険審査増減点通知書」で給付管理票情報に誤りを発見した場合、または居宅（予防）支援事業所が給付管理票情報に誤りを発見した場合に、給付管理票の修正を行うことができます。

給付管理票情報を作成した居宅（予防）支援事業所または、保険者（自己作成）が、給付管理票（修正）情報を国保連合会に提出することにより再審査が行われ支払額が調整されます。

事務処理の概要

- ① 居宅（予防）介護支援事業所または保険者（自己作成）は給付管理票 （2修正） を国保連合会に提出します。
[注] 給付管理票の修正を国保連合会に提出する場合、修正箇所だけではなく、すべての正しいサービス内容を作成のうえ提出してください。
- ② 国保連合会は給付管理票の修正情報に基づき、支払済介護給付費明細書情報の上限審査等を再度行います。
- ③ 上限審査等の結果に基づいて介護給付費の算定を行い、支払済分との差額を求めます。（再審査差額調整）
- ④ 審査支払分の通常分と合わせて支払額の調整を行います。
- ⑤ 調整結果を介護給付費再審査決定通知書で通知します。



参 考

給付管理票の作成区分には「1 新規」、「2 修正」、「3 取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。

